

平成 28 年 2 月 16 日

各 位

株式会社 関西アーバン銀行

法人向け事業保険「新逋増定期保険」、「3年間災害保障型逋増定期保険」及び「新定期保険E」の取扱い開始について

株式会社関西アーバン銀行（頭取：橋本 和正）は、平成 28 年 2 月 22 日（月）より、法人（個人事業主）向け事業保険「新逋増定期保険」、「3年間災害保障型逋増定期保険」及び「新定期保険E」（3商品ともに引受保険会社は明治安田生命保険相互会社）の取扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

1. 「新逋増定期保険」の主な特長

- (1) ご契約当初から死亡・高度障害の保障が準備でき、事業保障対策資金や事業承継対策資金など、さまざまなニーズに備えて資金をご準備いただけます。
- (2) 逋増率変更年度は 3 タイプ（第 6 保険年度、第 10 保険年度、第 15 保険年度）からご選択いただけます。

2. 「3年間災害保障型逋増定期保険」の主な特長

- (1) ご契約後、3年間を災害保障型、4年間を低解約返戻金型とすることで、5年目以降の魅力的なキャッシュバリューを実現します。
- (2) ご契約後5年目以降の勇退時の退職金などのニーズに備えて資金をご準備いただけます。
- (3) 逋増率変更年度は 4 タイプ（第 6 保険年度、第 8 保険年度、第 10 保険年度、第 15 保険年度）からご選択いただけます。

3. 「新定期保険E」の主な特長

- (1) 死亡退職慰労金・弔慰金、事業保障資金の財源をご準備いただけます。
- (2) 保険期間の満了時期は、事業計画にあわせて 65 歳・70 歳～85 歳（各歳）・90 歳・95 歳・98 歳のいずれかからご選択いただけます。

当行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えするため、商品ラインアップの充実に努めてまいります。

以 上

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット」のほか「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧ください。

関西をもっと元気に!!

 関西アーバン銀行



【商品概要】

1. 「新通増定期保険」「3年間災害保障型通増定期保険」

商品名	新通増定期保険	3年間災害保障型通増定期保険
契約形態	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者：法人、個人事業主 ・被保険者：役員、個人事業主、従業員 ・死亡保険金受取人：法人、被保険者または個人事業主の家族 	
契約年齢	20～70歳（保険年齢） ※通増率変更年度・性別によりご契約年齢の範囲が異なります。	20～70歳（満年齢） ※通増率変更年度・性別によりご契約年齢の範囲が異なります。
保険期間の満了年齢	60～80歳（保険年齢） ※ご契約年齢・性別により異なります。	60～80歳（満年齢） ※ご契約年齢・性別により異なります。
基本保険金額の範囲	500万円～1億円	500万円～1億4,000万円

2. 「新定期保険E」

契約形態	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者：法人、個人事業主 ・被保険者：役員、個人事業主、従業員 ・死亡保険金受取人：法人、被保険者または個人事業主の家族 	
契約年齢	16～90歳（保険年齢） ※通増率変更年度・性別によりご契約年齢の範囲が異なります。	
保険期間の満了年齢	65歳・70歳～85歳（各歳）・90歳・95歳・98歳（保険年齢） ※ご契約年齢・性別により異なります。	
基本保険金額の範囲	2,000万円～5億円	

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット」のほか「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧ください。

【生命保険全般に関する留意点】

- ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。
- 一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。
- 外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。
- 当行による元本および利回りの保証はありません。
- 一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- 外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。
- 保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受保険会社となります。このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。
- 保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。
- 引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。
- 保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。
- 当行では借り入れられた資金（他の金融機関での借入金を含みます）を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。
- 法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申込まない場合がございます。
- 保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかつたり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。
- 保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。
- くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。

このニュースリリースは、保険商品の勧誘を目的としたものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各商品の最新の「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報） 兼 商品パンフレット」のほか「ご契約のしおり・約款」等を必ずご覧ください。